

平成 29 年 3 月 29 日

「在宅歯科診療の拠点整備及び休日急患歯科診療所のあり方」の政策提言

鎌倉市議会政策法務の相談に関する規程に基づき、標記のテーマについて研究するため、活動した成果を、下記のとおり政策提言として取りまとめました。(活動経過は別紙実績報告のとおり)

なお、この政策提言は、研究会参加議員である 千一、竹田ゆかり、池田実、保坂令子、西岡幸子、日向慎吾、久坂くにえ、前川綾子、三宅真里、渡邊昌一郎、渡辺隆、上畠寛弘、山田直人、吉岡和江、赤松正博 によりまとめられたものです。

【政策提言】

将来構想として「保健医療福祉センター」（地域包括ケアシステムに対応した医療・介護・福祉の連携拠点）を視野に、「口腔保健センター」の整備を行うこと。

【政策提言に至る現状認識】

- 1 平成 29 年度一般会計予算において、長年の懸案であった「休日急患歯科診療所の移転」に伴うスペースの拡大（3 ユニットの設置）により、他市施設に依存していた障害者（藤沢市口腔保健センター利用者の 9 % が鎌倉市民）及び要介護高齢者の通院歯科診療の門戸が拡大されたことを評価する。
- 2 「在宅歯科診療」は、地域包括支援センターに連携し、10 のグループに分かれ、歯科医師会地域連携室のコーディネートのもと対応しており、口腔ケアの重要性を認識し、在宅歯科診療への対応力（在宅訪問歯科診療車を含む）をつけることが必要である。
- 3 休日急患歯科診療所は利用者が減少傾向にあり、単独での運営から障害者・要介護高齢者の歯科診療を含めた平日の利用も視野に入れることが求められる。
- 4 将来的な構想としては、地域包括ケアシステムの構築を目標に置き、医療・福祉・介護の連携を図っていくことが重要である。
- 5 重度障害者の方の歯科診療については、横須賀・三浦医療圏を超えた広域連携が必要である。

【政策提言の補足】

- 1 障害者、要介護高齢者の通院による歯科診療の顕在・潜在ニーズを的確に捉え、かつ、将来予想を行う中で、必要な診療スペースの確保について検討を進めること。
- 2 在宅歯科診療は、施設への訪問診療を含め、健康寿命延伸のための口腔ケアを行うために重要であることを認識し、診療のための拠点を設けること。

以上